

2020 年度

3 級 F P 技能検定試験対応 制度改正資料

ライフプランニングと資金計画
リスク管理
タックスプランニング
不動産

2020 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。
なお、**該当ページ**には、2019 年度用 3 級テキストまたは対策問題集の該当ページを記載
しています。

山田コンサルティンググループ株式会社

<ライフプランニングと資金計画>

1. 日本学生支援機構の給付型奨学金が新しくなりました。

2020 年 4 月より、住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を対象とした給付型奨学金が始まりました。支援額は世帯収入に応じて決まります。

該当ページ P13 (テキスト)

2. 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被扶養者は、原則「国内居住者」に限定されました。

2020 年 4 月 1 日以降は、要件として国内居住要件が新設されました。

該当ページ P35 (テキスト)

3. 国民年金第 3 号被保険者は、原則「国内居住者」に限定されました。

2020 年 4 月 1 日以降は、要件として国内居住要件が新設されました。

該当ページ P47 (テキスト)

4. 国民年金保険料が改正されました。

2020 年度の国民年金保険料は次のとおりです。

国民年金保険料	月額 16,540 円
---------	-------------

該当ページ P47 (テキスト)

5. 老齢基礎年金の額（満額）が改正されました。

2020 年度の老齢基礎年金の額（満額）は次のとおりです。

老齢基礎年金の額(満額)	781,700 円
--------------	-----------

該当ページ P51 (テキスト)、P12、P115、P127 (対策問題集)

6. 老齢厚生年金の定額部分の計算における単価（「1,628 円×改定率」の額）が改正されました。

2020 年度の老齢厚生年金の定額部分の計算における単価は次のとおりです。

2020 年度単価	1,630 円
-----------	---------

該当ページ P57 (テキスト)

7. 障害基礎年金の額が改正されました。

2020年度の障害基礎年金の額は次のとおりです。

障害等級1級	977,125円
障害等級2級	781,700円

※生計を維持している「子」がいる場合は、子の加算があります。

該当ページ P65 (テキスト)

8. 遺族基礎年金の額が改正されました。

2020年度の遺族基礎年金の額は次のとおりです。

遺族基礎年金の額	781,700円
子の加算	2人目までは1人につき224,900円 3人目以降は1人につき75,000円

該当ページ P67 (テキスト)、P16 (対策問題集)

<リスク管理>1. 法人契約の定期保険および第三分野保険に係る保険料の取扱いが改正されました。

2019年6月28日、定期保険および第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達が出されました。改正前、長期平準定期保険や逡増定期保険などは個別の通達によって保険料の取扱いが定められていましたが、改正後は定期保険および第三分野保険に係る保険料と同様に取り扱われ、最高解約返戻率に応じて損金算入割合が異なります。

該当ページ P125 (テキスト)

<タックスプランニング>1. ひとり親控除が創設されました。

寡婦（寡夫）控除が改組されて適用要件等が見直されるとともに、ひとり親控除が創設されました。

該当ページ P233 (テキスト)

2. 給与所得控除額が見直されました。

2020 年分以後の給与所得における給与所得控除額が下記のとおり見直されました。

給与収入金額	給与所得控除額
180 万円以下	収入金額×40%－10 万円 (55 万円に満たない場合は 55 万円)
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円（上限）

該当ページ P243（テキスト）、P46、P118、P134（対策問題集）

3. 公的年金等控除額が見直されました。

2020 年分以後の雑所得における公的年金等控除額は、受給者の年齢と公的年金等の収入金額の合計額および公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額による区分に変更されました。

該当ページ P250～251（テキスト）

4. 配偶者控除の適用要件が変更されました。

2020 年分以後の所得税における配偶者控除の適用要件（配偶者の合計所得金額）が変更されました。

	改正前	改正後
配偶者の合計所得金額	38 万円以下	48 万円以下

該当ページ P264（テキスト）

5. 配偶者特別控除の適用要件が変更されました。

2020 年分以後の所得税における配偶者特別控除の適用要件（配偶者の合計所得金額）が変更されました。

	改正前	改正後
配偶者の合計所得金額	38 万円超 123 万円以下	48 万円超 133 万円以下

該当ページ P264～265（テキスト）、P50（対策問題集）

6. 扶養控除の適用要件が変更されました。

2020 年分以後の所得税における扶養控除の適用要件（控除対象扶養親族の合計所得金額）が変更されました。

	改正前	改正後
控除対象扶養親族の合計所得金額	<u>38</u> 万円以下	<u>48</u> 万円以下

該当ページ P265（テキスト）

7. 基礎控除の控除額が変更されました。

2020 年分以後の所得税における基礎控除の控除額が変更されました。

	改正前	改正後		
控除額	<u>一律 38 万円</u>	<u>合計所得金額に応じて下記のとおりとなる。</u>		
		合計所得金額		控除額
		2,400万円以下		48万円
		2,400万円超	2,450万円以下	32万円
		2,450万円超	2,500万円以下	16万円
		2,500万円超		適用なし

該当ページ P265（テキスト）、P50（対策問題集）

8. 青色申告特別控除の要件等が変更されました。

2020 年分以後の所得税における青色申告特別控除の要件および控除額が変更されました。最高 65 万円の青色申告特別控除を受けるためには、従来の要件に加えて「e-Tax による電子申告」または「電子帳簿保存」のいずれかを行わなければならない、従来の要件のみを満たしている場合に受けることができる青色申告特別控除の控除額は 10 万円引下げられ 55 万円となります。

該当ページ P273（テキスト）、P54（対策問題集）

<不動産>

1. 手付金による契約解除に関する規定が見直されました。

2020 年 4 月の民法の改正により、不動産の売買契約における手付金による契約解除についての規定が変わりました。

	改正前	改正後
手付解除の要件	相手方が契約の履行に着手するまでは、買主は手付金を放棄することによって、売主は手付金の倍額を償還することによって契約を解除することができる	相手方が契約の履行に着手するまでは、買主は手付金を放棄することによって、売主は手付金の倍額を 現実に提供する ことによって契約を解除することができる

該当ページ P294 (テキスト)、P56 (対策問題集)

2. 危険負担に関する規定が見直されました。

2020 年 4 月の民法の改正により、不動産の売買契約において、契約締結後、引渡しまでの間に建物等が売主・買主のいずれの責任でもない事由（天災等）により滅失した場合、買主は特約がなくても売買代金の支払いを拒むことができることとされました。

該当ページ P295 (テキスト)

3. 契約不適合責任の規定ができました。

2020 年 4 月の民法の改正により、不動産の売買契約においては、「瑕疵担保責任」に代わり「契約不適合責任」が問われることとなりました。引き渡された不動産が売買契約において当事者が合意した内容に適合しない場合には、一定の場合を除き、売主に対して追完請求や代金減額請求、損害賠償請求等を行うことができます。

該当ページ P295 (テキスト)、P56 (対策問題集)

2020 年度

3 級 F P 技能検定試験対応

制度改正資料

2020 年 6 月 23 日発行

制作・著作・発行

山田コンサルティンググループ株式会社

無断複写・複製・頒布を禁じます。